

富士見集会所だより



狭山市セタの妖精 おりびい

発行日:令和8年6月10日(水)
発行:狭山市立富士見集会所
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18
TEL&FAX:04-2959-6230
E-Mail:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp

6月号

富士見集会所運営審議会が開催されました

5月25日(月)に令和8年度第1回富士見集会所運営審議会を開催しました。審議会では、8名の審議会委員の出席のもと、令和7年度の事業報告等及び令和8年度の運営方針・事業計画について確認がなされました。委員から、「人権啓発DVDについて市民に周知する方法は?」というご質問をいただき、引き続き「狭山市ホームページ」や「富士見集会所だより」を通して皆様に提示するとお答えしました。今年度も、集会所の運営方針に基づき、狭山市の人権教育の拠点施設として、様々な事業をとおして差別や偏見のない明るい地域社会づくりを目指していくことを承認いただきました。

令和8年度富士見集会所運営方針

1 運営の基本理念

- (1) 富士見集会所は、「すべての人々がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進する。
- (2) 同和教育を人権教育の重要課題として位置付け推進する。

2 運営の基本方針

- (1) 主催事業において集会所の設置目的を周知する。
- (2) お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供し、生涯を通じて学習できる人権教育を充実させる。
- (3) 同和教育の解消を目指す事業を支援する。
- (4) 人権教育事業において、公民館を始めとする他の関係機関と連携する。
- (5) 「学びの場」「創造の場」「集いの場」として地域の文化を高め、交流を深めることでよりよい人間関係の構築に努める。

3 今年度の重点目標

- (1) 青少年事業では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を支援し、児童生徒の発達段階に応じた人権意識の高揚を図る。
- (2) 青少年交流・体験事業を充実させ、豊かな感性と人権感覚を育てる。
- (3) 人権啓発・人権教育における学校や公民館との連携の強化を図る。
- (4) 地域のよりよい人間関係を築くために、地域ふれあい事業を推進する。
- (5) 利用団体と連携し、地域文化の振興を図る。

6月から7月の主な予定と休所日

日にち	行事内容	日にち	行事内容
6/10(水)	集会所だより6月号発行	7/22(水)	第2回小学生ふれあい教室「プログラミング」
6/18(木)	ユニバーサルスポーツを楽しもう!!	7/23(木)	第3回小学生ふれあい教室「プログラミング」
6/25(木)	第2回ふじみ寿大学「カーレットを楽しもう!」	7/23(木)	第3回ふじみ寿大学「終活講座」
7/10(金)	集会所だより7月号発行	7/27(月)	第1回中学生ふれあい教室「プログラミング」
7/11(土)	第1回小学生ふれあい教室「開級式・紙芝居」	7/28(火)	第2回中学生ふれあい教室「プログラミング」

【休所日】6/15(月)、7/20(祝・月) 【夜間休所日】6/11(木)、17(水)、23(火)、30(火)

7/1(水)、21(火)、28(火)、29(水)、30(木)

ふじみ寿大学が開講しました!

令和8年度「ふじみ寿大学」が5月28日(木)に開講しました。第1回目は、ケア体操・健康音楽体操指導員の伊東トシ子先生による「健康寿命を延ばそう」でした。人生100年と言われている現在、まずは「できる限り健康で平穩に楽しく」を心掛け、「自分に合った運動を、安全で適度に続ける」ことが大切で、自立した日常生活を送れる体づくりが重要とのことでした。その後、関節を動かす方法、身体機能を保つための呼吸法、有酸素運動を行いました。受講者の皆さんからは「分かりやすいお話で、とても簡単に体を動かすことができました」「続けることが大切だとわかりました」「筋肉が使われているのがわかりました」などという感想が聞かれました。



人権啓発 DVD の貸し出しをしています

富士見集会所では、身近な差別や偏見に気づき誰もが暮らしやすい社会を実現するために制作された人権啓発用 DVD の無料貸し出しをしています。様々な人権課題をテーマとした DVD が現在 111 本あります。学校や企業の研修会、人権について学びたいというサークル・団体や個人にも貸し出しています。是非ご活用ください。(DVD 一覧はホームページまたは集会所へお問合せください)

【新作 DVD 紹介】

1 「大切なひと」(34 分・令和5年)



【内容】主人公・愛依の経験を通して、インターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長することや、表現の自由を逸脱した投稿が許されない行為であると気づく大切さ、差別されている当事者が訴え続けるという負担を強いる社会構造の実態について理解するとともに、差別のない社会、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざすことを考えます。



↑市公式ホームページ
「人権啓発用 DVD 貸出」

2 「母のさがしもの」(32 分・令和6年)



【内容】ある家族の視点を通じて症例を織り交ぜながら描くことで認知症への理解を深め、認知症の人の不安や家族の悩みを知り、本人や家族の孤立を防ぐために介護者や地域との交流の重要性を示すと同時に、本人の気持ちに寄り添うことの大切さを学びます。

~消費生活センターからのお知らせ~

「店舗での金や貴金属の売却はクーリング・オフができません!」

金の価格が高騰し、売却を考えている方もいると思います。センターには「店へ出向いて金の買取を依頼したが、他より安い金額だった。返却を求めたが断られた。クーリング・オフをしたい」といった金の売却に関する相談が増えています。クーリング・オフができる取引は特定商取引法という法律で定めがあり、店舗での取引では適用されません。店の規定に従うことが原則です。一方で訪問購入で売却した場合はクーリング・オフができますが、強引に買い取ろうとする業者も増えており、安易に対応することは注意が必要です。接客対応や価格に納得できない場合は契約をやめ、他店と比較検討するようにしましょう。

【相談等】 月~金曜日の9時30分~12時、13時~16時 消費生活センターへ ☎2954-7799